

『平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の
個人番号を記載する件についての陳情』配布資料

**神奈川県
保険医新聞**

神奈川県
保険医新聞

窓口負担“ゼロの会”へのご賛同を

神奈川県保険医協会会員数(1月20日現在)

6,148名 医科:3,722名 歯科:2,426名

※協会未入会の方をお問い合わせください。ご連絡は、協会組織部まで。

いい医療.com～神奈川県保険医協会ホームページ～

<http://liiryou.com/>

今号のピックアップ

- 2面 くもしもし税理部 改正雇用保険法にご留意を
- 3面 国庫負担抑制、高齢者へ“集中”転嫁
- 4面 患者負担増ストップ署名に再度ご協力を
- ①書評『地域包括ケアと地域医療連携』
- ②【歯科】「The個別指導」結果分析編3
- 5面 税通知書へのマイナンバー記載 自治体調査の結果

2017年度の社会保障費

自然増5千億円に抑制

かかりつけ医以外受診での定額負担は持ち越し

政府は昨年12月22日、2017年度一般会計の当初予算案を開議決定した。厚生労働省が要求した社会保障の伸び6千400億円は、高額療養費制度の見直しや、後期高齢者の保険料軽減特例の廃止といった「医療・介護制度改革」の着実な実行などにより5千億円ほど圧縮。3月にも成立が見込まれている。

総額97・5兆円となりた来年度予算案。つも最大を占める社会保障関係費は過去最大の33・5兆円となり、方針2015年に即して16年度から3年間、社会保障費の伸び毎年5千億円に抑える方針を順守。過去け

んの国庫補助の特例減額（187億円）、△入院時の光熱水費の見直し（17億円）、△高額療養料オプションの適用引き下げ（196億円）、△高額介護サービスの見直し（13億円）、△介護報酬金への繰り戻し（16億円）などを、当初概算要求から1度目の見直し（224億円）、△後期高齢者の予算措置だけ実施可能とされども他の介護制度改定など法改正必要とするものに問題とも思われるが、現行の制度改定が図られる予定。

予算編成に先立ち行われてきた厚生労働省の制度改定の要とするものの開拓とも、今回も現行的に改定が図られる予定。

これが何年かは取り込まれた。これらの改革は、これまでの改革（321・1億円）と、医療・介護制度改革（1千97億円）とで、当初概算要求から1度目の見直し（224億円）の導入（443億円）の一

く、結論が持て遅にならぬ。また、12月19日には厚労省と財務省の予算折衝が行わる。今後の議論では、病

院の外來診療について「遠

院

見直し

」を含めて検討され、市販類似

く、結論が持て遅にならぬ。

また、12月19日には厚労省と財務省の予算折衝が行わる。今後の議論では、病

院の外來診療について「遠

院

見直し

」を含めて検討され、市販類似

く、結論が持て遅にならぬ。

また、12月19日には厚労省と財務省の予算折衝が行わる。今後の議論では、

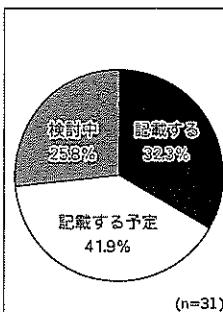
表：各自治体の回答結果

市町村	①住民税決定通知書へのマイナンバー記載	②送付方法
横浜市	検討中	検討中
川崎市	-	-
相模原市	記載	検討中
横須賀市	検討中	普通郵便
平塚市	記載	普通郵便
鎌倉市	-	-
藤沢市	検討中	検討中
小田原市	記載	簡易書留(検討中)
茅ヶ崎市	検討中	検討中
逗子市	検討中	検討中
三浦市	記載	普通郵便(予定)
秦野市	記載(予定)	検討中
厚木市	記載	簡易書留(検討中)
大和市	記載(予定)	普通郵便(予定)
伊勢原市	記載(予定)	簡易書留(検討中)
海老名市	記載(予定)	普通郵便(予定)
座間市	記載(予定)	普通郵便(予定)
南足柄市	記載(予定)	普通郵便(予定)
綾瀬市	記載	検討中
葉山町	記載	普通郵便(予定)
寒川町	検討中	検討中
大磯町	記載(予定)	普通郵便(予定)
二宮町	検討中	普通郵便(予定)
中井町	記載(予定)	普通郵便(予定)
大井町	記載	未定
松田町	記載(予定)	検討中
山北町	記載	普通郵便(予定)
開成町	記載(予定)	普通郵便(予定)
箱根町	記載(予定)	簡易書留(予定)
真鶴町	記載	普通郵便
湯河原町	記載(予定)	普通郵便(予定)
愛川町	検討中	検討中
清川村	記載(予定)	検討中

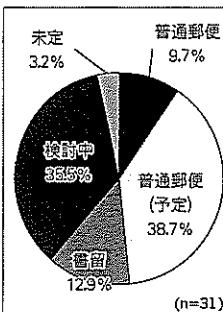
実 施：神奈川県保険医協会・医療情報部
実施期間：2016年12月12日～12月27日
調査対象：県内33市町村
調査方法：郵送による質問状・回答用紙の送付、郵送・FAXによる返信
結 果：回答31市町村（回答率93.9%）

図1：回答結果（集計）

①通知書へのマイナンバー記載



②送付方法



③「①」で「記載する」、「記載する予定」と回答した群の送付方法

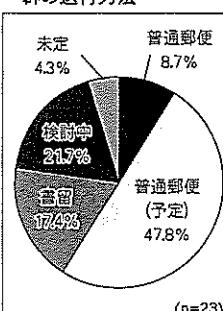
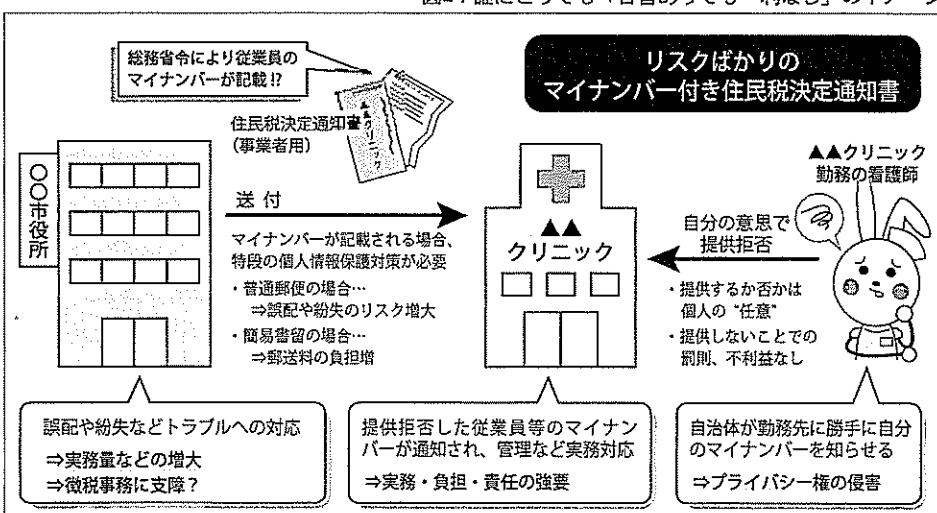


図2：誰にとっても「百害あっても一利なし」のイメージ



医療情報部は昨年末、自治体(47.8%)、「難記」(32.3%)が「普通郵便(予定含む)」と回答。は「回収率25.8%」。記載する「住民税決定通知書(事業者用)」へのマイナンバー記載について、県内の33市町村に質問状を送付。31市町村の回答があつた。(参考／霞ヶ浦町)

記載しないと、県内の33市町村に質問状を送付された。個人情報を記載する旨を記載する(予定含む)が13市町村(41.9%)と回答。回収率は「記載する予定」が4回収された。個人情報を記載する旨を記載する(予定含む)が13市町村(41.9%)と回答。回収率は「記載する予定」が4回収された。

記載する(予定含む)が13市町村(41.9%)と回答。回収率は「記載する予定」が4回収された。個人情報を記載する旨を記載する(予定含む)が13市町村(41.9%)と回答。回収率は「記載する予定」が4回収された。

マイナンバー

住民税通知書への番号記載に関する自治体調査

送付方法には慎重姿勢も

生活現場から自治体を動かす

協会がマイナンバー制度の廃止・導入に向けて係争中の議論を経て、今後も活動を強化していく所存である。全国議院の協力を得たい。

【例文 従業員向け】
XX市が職場に送付する「住民税の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に、2017年度分から個人番号を記載すると聞きました。
私の意思に関わらず、自治体が私の個人番号を職場に勝手に知らせることは、プライバシーの侵害に他ならないと思います。また、住民税の給与天引きに個人番号は必要ないと聞きます。無用な個人番号の通知は漏洩・流出のリスクを高めるだけです。
以上の理由から、通知書に個人番号を記載しないでください。

2016.11.15 中野区議会 区民委員会 会議録（抜粋）

羽鳥委員

住民税の特別徴収の通知書への個人番号の記載について、お尋ねをしたいと思います。

2016年11月4日付の新聞赤旗の報道によって、厳重な管理が法律で義務付けられているはずのマイナンバーが、来年の5月に、本人の頭越しに役所から勤務先に通知されるということが、会計事務所が行った23区への調査で明らかになりました。今現在使われている特別徴収税額の決定変更通知書という、こういうものなんですけれども、これにはマイナンバーの記載欄というのは当然ないんですけれども、総務省が来年度から使うことを想定している、この通知書のひな型には、個人番号を記載する欄が加えられているんです。個人番号の制度では、従業員は事業者からマイナンバーの提出を求められても拒否することもできますし、しかし、この新しい通知書が使用されることによって、この提出を拒否した場合でもマイナンバーが事業所に伝わることになって、大きな問題だと考えています。

同時に、事業所からしたら、通知書にマイナンバーが記載されることによって、通知書の厳重な管理というのが求められます。それによって経費が増大するおそれもありますし、その通知書に基づいて知った従業員の番号を健康保険などのほかの手続に使用すれば、目的外利用となって法違反のおそれも出てきます。

自治体にとってどうかといえば、その通知書に番号を加えることで、この発行、発送の業務が増大しますし、もし仮に通知書から番号が第三者に漏れてしまった場合、区役所の責任も問われてくる、トラブルの発生が、危険がふえるのではないかなどというおそれがあります。

記事にも出てきました、その会計事務所が行ったアンケートでは、中野区は9月23日付で特別徴収税額の決定変更通知書へのマイナンバー記載について記載予定とお答えしていて、個人番号が記載された場合でも普通郵便で通知書を郵送する予定というふうにお答えをされていたんですけども、その方針に変更はあるのでしょうか。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

今、委員からお話をございましたように、総務省の自治税務局から地方自治法第245条の4に基づきます技術的助言がございまして、特別徴収の義務者用納税通知につきましては、納税義務者の個人番号を記載するという考えが示されております。また、あわせまして郵送方法については普通郵便でよいという考え方方が示されています。

これに基づきまして、中野区としましても、総務省からの通知どおりの対応を考えてございましたが、郵便物の紛失等による情報漏洩ですとか、あと特別徴収義務者の事務への影響、仮にマイナンバーを記載することによりまして簡易書留等を行った場合に、配送に費やす受け取りまでの期間が増大する、こういった部分も考えられますので、特別徴収義務者への事務への影響を勘案しまして、改めて検討しているところでございます。

羽鳥委員

今、御答弁ありましたように、やっぱり個人情報保護の観点とか、あと特別徴収税額、給与に反映しなければいけないということで早く知らせなければいけないということを、そういった郵送の関係などかもやっぱりいろいろ個人番号の記載、マイナンバーの記載というのには問題があるかなというふうに思います。やっぱり、そもそもマイナンバーというのは行政が事務手続にさらに利用するということで使われているわけですから、それをわざわざ役所から事業所になぜ送るのかというところも問われてくるんじゃないのかなというふうに思います。個人番号を、マイナンバーを記載しないように私のほうから改めて求めたいと思います。

その個人番号制度では、この間、国の方針とか、あとは方針のおくれ、トラブルによって自治体が振り回されるという事態が相次いで来ていました。この制度の問題点についても、我が会派としても明らかにしてきたところですけども、今回のこの特別徴収税額の決定変更通知書への個人番号の記載に関していえば、この総務省に対して、通知書に従業員全員のマイナンバーを記載しないよう、書式の変更をするであるだとか、マイナンバーを記載しなくても問題がないことを明確にするように求めるべきなんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

私ども23区の税務課長会としまして、支部も含めた東京都全体としましても、この特別徴収義務者への納税通知書へのマイナンバーの記載は必ずしも必要でないと、この番号で事業者は納税額を管理するわけではございませんので、こここの部分につきまして、総務省に見直しを求めてまいりたというような状況はございます。しかしながら、総務省は正しい番号を行政と事業者で共有するため、この考えは変更しないというようなところでござりますので、そうした状況を総合的に勘案しまして、区としての対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

羽鳥委員

国のほうにはぜひとも、そういう現場で実際に事務をされる区役所、自治体の、どういった事態に追われるのかということをよく考えて対応してほしいなど、そういう方針の変更、ないという現在のことなんですけれども、やっぱり考え方直してほしいし、もっと強く言っていってもらいたいなというふうなことを思います。そもそも、やっぱり今回のことというのは、マイナンバーの利用拡大を企む国の方針が招いた事態でありまして、制度の廃止こそ私は求められると思います。

以上で終わります。

2017年1月16日(月曜日)

全国商工

住民税の特別徴収税額の記載なし



住民税の特別徴収税額の決定通知書の問題を取り上げた総務省へのヒアリング

不記載で送付する自治体に 「ペナルティーない」

全商連のヒアリングに総務省が明言

全國の市町村が2017年度以降の住民税「特別徴収税額の決定・監査通知書」に記載しない問題で、全國商工團體連合会（全商連）は1月15日、機関さまと衆議院（共産）を通じて総務省へのヒアリングを行なった。中山眞理社長理事長が参加し、佐伯正隆、鶴岡徹、國税税理の各税理士などが同席しました。

「個人番号が記載されない」と決めた自治体へのペナルティーがあるのか」との質問に対しても回答は「記載しないと決めた自治体に対してペナルティーはない。地方税法上の罰則規定

また、平成28年度与黨税制改正大綱を踏まえた対応で質問。番号漏えいやコスト増、郵便事故による情報流出のリスク増を理由に、従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しなくてもよい

と國税庁が明記していることを取り上げ、「総務省はそうした対応を検討しないのか」と追及。「納稅義務者用の通知には番号を記載しないことにしたので、

国税分野と同様に対応しているが、徵收義務者用の通知は地方税独自のものであり、必要な限度での通知・署名している」などと答えたため、参加者は「個人番号は必要ないはずだ」と抗議しました。

「現時点では考えていないが、状況を見ながら判断する」と答えました。また、自治体への指導・勧告については「現時点では考えていないが、事業者や自治体が住民税特別徴収税額の決定通知書を

北区 「記載しない」

東京都北区では、北区民生活基金（民活）

が提出した質問に対して「個人番号欄には原則として記載が義務付けない」と回答していました。